

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号
手続名	産業廃棄物処理業者等に対する措置命令	根拠条項	第 1 9 条の 5 第 1 項
処分 基準	<p>1 処分の基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 9 条の 5 第 1 項</p> <p>※法第 1 9 条の 5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。）である場合にあっては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。）</p> <p>二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者</p> <p>三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者</p> <p>イ 第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p>ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>ヘ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者</p> <p>チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>リ 第十二条の五第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p> <p>ヌ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>ル 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託していた者（第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。）</p> <p>五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者</p>		
	2 (略)		
対応 区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>② 弁明の機会の付与</p>	処理 機関	<p>循環型社会推進課</p> <p>交付 機関</p> <p>循環型社会推進課</p>
			目次 No.